

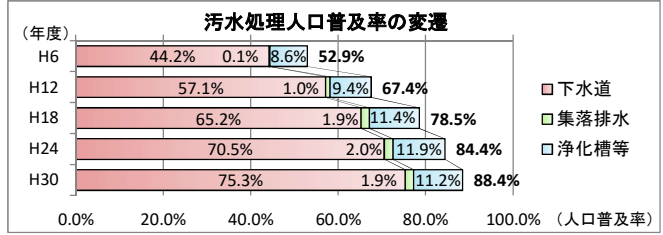
広島県污水適正処理構想の概要

1 基本理念（目指すべき污水処理）

『将来にわたって』県内のどこでも污水処理施設を利用できるようにします。

2 構想の趣旨と経緯

- 各種污水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備を効率的に進めるため、平成7年度に策定し、これまで4回の見直しを行っている。（見直し：平成12年度、平成15年度、平成22年度、平成26年度）
- これまでの整備により、県内の污水処理施設の人口普及率は88.4%（平成30年度末）まで向上した。



3 污水処理の課題

- (1) 厳しい自治体の財政状況
- (2) 人口減少、過疎化による地域の変化
- (3) 処理水量減による処理施設の稼働率低下
- (4) 污水処理施設の老朽化進行
- (5) 使用料と維持管理費のバランス
- (6) 自治体の技術者不足
- (7) 激化する自然災害の脅威
- (8) 地球温暖化の顕在化など

4 基本方針

- (1) 経済的かつ早期普及が可能な処理区域の設定
 - (2) 効率的な処理の実施形態の構築
 - (3) 安定した施設管理の実施
 - (4) 資源・エネルギーの利活用の促進
- 【基本方針の変更】
【取組内容の追加（未普及地区への普及促進）】

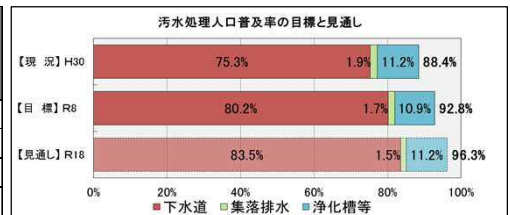
5 取組の内容

- (1) 経済的かつ早期普及が可能な処理区域の設定
 - ①取組の方向
処理区域の見直し
未普及地区を一定の地区単位毎に土地利用計画等を反映した適切な人口設定のもと、集合処理と個別処理の経済比較を行ったうえで、「都市計画等で定められた土地利用計画の位置づけ」「立地適正化計画（居住誘導区域等）」「今後の財政状況を踏まえた集合処理の適正規模」なども考慮して、処理区域を見直す。
- (2) 効率的な処理の実施形態の構築
 - ①取組の方向
 - ア 集合処理区の連携
 - イ 共同処理による事業間の連携
 - ウ 自治体間を越えた共同処理
 - エ 未普及地区への普及促進
早期に「県内のどこでも污水処理施設を利用できるように」するため、以下の事項について取組む。
(ア) 市町のアクションプラン※（10年間程度の整備計画）に基づく計画的な整備
※アクションプラン作成対象：現構想（H26.4）において、R7時点で污水処理人口普及率及び下水道整備進捗率が95%に達しない9市町
(イ) 下水道：
 - ・アクションプラン等に基づく計画的な整備
 - ・低コスト及び新技術（クイックプロジェクト）の導入
 - (ウ) 合併浄化槽：
 - ・合併浄化槽への転換についての住民に対する広報・啓発
 - ・国の補助制度を活用した合併浄化槽への転換に取り組む市町の支援
 - (エ) 進捗状況の点検及びフォローアップ【毎年度】（県・市町）

6 指標及び目標

- 指標① 污水処理人口普及率 <各污水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備人口の割合（各污水処理施設整備人口／県全体人口）>
- 指標② 下水道整備進捗率 <下水道の全体計画人口を100%とした場合の整備人口の割合（下水道整備人口／下水道全体計画人口）>
- 目標

区分	種類	現況 平成30(2018)年度末		目標 令和9年(2026)年度末		全体 計画 フレーム※		
		処理人口	指標① 污水処理 人口普及率	処理人口	指標① 污水処理 人口普及率			
污水 処理 施設	集合処理	下水道	2,130,063人	75.3%	2,200,311人	80.2%	96.0%	84.8%
		集落排水	53,371人	1.9%	48,000人	1.7%	—	
	個別処理	浄化槽等	317,782人	11.2%	298,433人	10.9%	—	
小計		2,501,216人	88.4%	2,546,744人	92.8%	—	—	100.0%
污水処理施設未整備人口		327,699人	11.6%	197,688人	7.2%	—	—	—
行政人口		2,828,915人	100.0%	2,744,432人	100.0%	—	—	—



※全体計画フレームは、全ての整備が完了した時点における各污水処理施設の構成比率である。